

昭和三十七年農林省令第四号

家畜商法施行規則

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条、第六条第二項、第十条の三第二項（同法第十条の五第二項及び第十条の六第二項において準用する場合を含む。）及び第十一条の二並びに家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条第一号及び第五号、第一条の四第一項、第二条第四号並びに第八条の規定に基づき、並びに家畜商法を実施するため、家畜商法施行規則（昭和二十八年農林省令第四十九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（申請書の添付書類）

第一条 家畜商法施行令（以下「令」という。）第一条第五号の農林水産省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 家畜の取引（家畜商法（以下「法」という。）第二条に規定する家畜の取引をいう。以下同じ。）の業務（法第三条第二項第二号の農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。）に従事する者の申請前六月以内に撮影した家畜商免許証ちよう付用写真

二 法第四条各号に該当しないことを誓約する書面

（指定講習機関の指定の申請）

第二条 法第三条第二項第一号の指定を受けようとする者は、毎年、一月末日までに、別記様式第一号による申請書を同号の講習会の開催場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（家畜の取引の業務）

第三条 法第三条第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、家畜の売買若しくは交換についての契約締結行為又はそのあつせん行為についての業務とする。

（心身の故障により家畜の取引の業務を適正に行うことができない者）

第三条の二 法第四条第一号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害により家畜の取引の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（精神障害の届出）

第三条の三 家畜商又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該家畜商が精神の機能の障害を有する状態となり家畜の取引の業務の継続が著しく困難となつたときは、当該家畜商の住所

地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

（特別な資格を有する者）

第四条 令第一条の四第一項の農林水産省令で定める特別な資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一 獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）第三条の規定による獣医師の免許を受けている者

二 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者

（講習の特例措置）

第五条 前条の特別な資格を有する者については、次の各号に掲げる事項に係る講習を免除する。

一 前条第一号に掲げる者にあつては、令第一条の四第一項第二号及び第三号に掲げる事項

二 前条第二号に掲げる者にあつては、令第一条の四第一項第二号に掲げる事項並びに同項第三号に掲げる事項のうち家畜の悪癖及び機能障害

（家畜商名簿の登録事項）

第六条 令第二条第四号の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 供託されている営業保証金の額及び法第十条の二第二項（法第十条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出又は家畜商営業保証金規則（昭和三十七年法務省・農林省令第一号）第二条の規定による通知書の送付のあつた年月日

二 令第五条の家畜商免許証の書換交付をしたときは、その書換交付の年月日及び事由の概要

三 令第六条の家畜商免許証の再交付をしたときは、その再交付の年月日及び事由の概要（登録の変更）

第七条 令第三条第一項の登録変更申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付し、又は提示してするものとする。

一 家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者の住所及び氏名の変更 当該変更を証する書面

二 家畜の取引の事業に係る事業所（法人にあつては、令第一条第四号の登記事項証明書に記載されているものを除く。）の所在地の変更 当該変更を証する書面

三 法人の名称、本店及び家畜の取引の事業に係るその他の事業所の所在地並びに代表者の住所及び氏名の変更 令第一条第四号の登記事項証明書

（免許証の部数）

第八条 都道府県知事は、法第三条第一項の規定による家畜商の免許を受けた者に対し、別記様式第三号による家畜商免許証一通及び別記様式第四号による家畜商免許証のその家畜の取引の業務に従事する者の数に応じた部数を交付する。

（従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付の申請）

第九条 令第四条の三の家畜商免許証の交付の申請は、別記様式第五号による申請書に、次に掲げる書類を添え、これをその登録をした都道府県知事に提出してしなければならない。

一 新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者（以下「従業者」という。）にならうとする者の住所、氏名及び生年月日を記載して申請人が記名した書面

二 新たに従業者にならうとする者に係る法第四条の二第二項の修了証明書（以下「修了証明書」という。）の写し

三 新たに従業者にならうとする者の申請前六月以内に撮影した家畜商免許証ちよう付用写真

（営業保証金に充てることができる有価証券）

第十条 法第十条の三第二項（法第十条の五第二項及び法第十条の六第二項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるその他の有価証券は、次のとおりとする。ただし、割引の方法により発行される有価証券を除く。

一 特別の法律により法人が発行する債券

二 貸付信託受益証券（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券であつて、当該受益証券に係る貸付信託について元本を全額補てんする契約が締結されている信託約款に係るものに限る。）

三 前二号に掲げるもののほか、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保付社債券及び法令により優先弁済を受け

る権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（平成十四年法律第五十四号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）

（営業保証金に充てることができる有価証券の価額）

第十一条 法第十条の三第二項（法第十条の五第二項及び法第十条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定により国債証券、地方債証券又は前条の有価証券を営業保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、その額面金額（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八条第一項に規定する振替債にあつては、その金額）とする。

（家畜の取引に関する帳簿の備付け）

第十二条 法第十一条の二の家畜の取引に関する帳簿には、暦年ごとに区分して同条の記載事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿の保存期間は、八年間とする。

（家畜の取引に関する帳簿の記載事項）

第十三条 法第十一条の二の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 家畜の取引の方法

二 家畜の取引の業務に従事した者の氏名

三 家畜の取引の相手方の住所及び氏名又は名称

四 取引の目的物たる家畜の年齢及び性（書類の様式）

第十四条 家畜商免許申請書、修了証明書、登録変更申請書、令第一条第一号の書面並びに令第五条及び第六条の家畜商免許証の書換交付及び再交付の申請書の様式は、それぞれ別記様式第六号から第十一号までのとおりとする。

附 則

1 この省令は、昭和三十七年一月二十五日から施行する。

附 則（昭和三十八年四月二五日農林省令第三号）

この省令は、昭和三十八年五月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年六月一日農林省令第二四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年一〇月四日農林省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五三年七月五日農林省令第四九号）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年六月六日農林水産省令第二六号）

この省令は、昭和五十六年六月十日から施行する。

附 則（昭和五十八年一二月二六日農林水産省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十九年六月二九日農林水産省令第二六号）

この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則（平成元年六月六日農林水産省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年四月一日農林水産省令第二二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正前の肥料取締法施行規則、植物防疫法施行規則、農薬取締法施行規則、繭糸価格安定法施行規則、繭検定規則、農業機械促進法施行規則、大豆たね交付金暫定措置法施行規則、生糸検査規則、家畜改良増殖法施行規則、犬の輸出入検疫規則、家畜伝染病予防法施行規則、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則、家畜取引法施行規則、動物用医薬品等取締規則、家畜商法施行規則、牛及び豚のうち純粋種の繁殖用のものと並びに暫定税率を適用しない馬の証明書の発給に関する省令、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則、卸売市場法施行規則、農林水産省関係研究交流促進法施行規則、食糧管理法施行規則、林業種苗法施行規則、漁船法施行

規則、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第二条の共同規制水域等におけるさばつり漁業及び沿岸漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるずわいがに等漁業の取締りに関する省令、いかつり漁業の取締りに関する省令、ずわいがに漁業等の取締りに関する省令、北太平洋の海域におけるつづ漁業の取締りに関する省令、大西洋の海域におけるはえなわ等漁業の取締りに関する省令、かじき等流し網漁業の取締りに関する省令、いか流し網漁業の取締りに関する省令、黄海及び東支那海の海域におけるふぐはえなわ漁業の取締りに関する省令、べにずわいがに漁業の取締りに関する省令及び小型まぐろはえ縄漁業の取締りに関する省令（以下「関係省令」という。）に規定する様式による書面は、平成六年三月三十一日までの間は、これを使用することができる。

3 平成六年三月三十一日以前に使用されたこの省令による改正前の関係省令に規定する様式による書面は、この省令による改正後の関係省令に規定する様式による書面とみなす。

附 則（平成六年三月二四日農林水産省令第一五号）

この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月三二日農林水産省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三〇日農林水産省令第三八号）

（施行期日）

この省令は、民事再生法の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成一四年七月一日農林水産省令第五九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、牛海綿状脳症対策特別措置法の施行の日（平成十四年七月四日）から施行する。

（家畜商法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の家畜商法施行規則第十五条第二項の規定は、この省令の施行の日以後にあった取引に関する帳簿について適用し、この省令の施行の日前にあった取引に

関する帳簿の保存期間については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年二月三日農林水産省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行前にこの省令による改正前の家畜商法施行規則別記様式第五号により提出された申請書及び別記様式第八号により提出された登録変更申請書は、それぞれこの省令による改正後の家畜商法施行規則別記様式第五号により提出された申請書及び別記様式第八号により提出された登録変更申請書とみなす。

附 則（平成一六年二月一七日農林水産省令第一〇一号）

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月七日農林水産省令第一八号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附 則（平成一八年四月二四日農林水産省令第三五号）

この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年二月二六日農林水産省令第八一号）

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年一月五日）から施行する。

附 則（平成二四年七月六日農林水産省令第四〇号）抄

（施行期日）

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日農林水産省令第一号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

（経過措置）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するすることができる。

附 則（令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するすることができる。

附 則（令和元年九月一三日農林水産省令第二九号）

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条から第九条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（令和二年二月二一日農林水産省令第八三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用するすることができる。

[illegible]

「家畜商免許証」

問題 4 (1) (問 4 参照)	

式第 5 号 (第 9 号関係)		家賃前払控除交付申請書		年	月	日
都道府県知事 殿		登録番号及び登録年次				
		住所				
		法人又は法人格及び 代表者の氏名				
家賃の取引の集計に関する税関人となる者の同意書をお示しください (1) 貴法人又は実業家の、その家賃前払控除規程規定の各条に基いて集計を請うて、下記により家賃前払の交付を受ける事とする。 記 1 貴法人が家賃の集計の業務に就けることとなる者の人数 人 2 貴法人が家賃の取引の業務に就けることとなる者の所属する事業所 3 その他参考となる事項						
				(日本国定款関係人)		
備考						
本申請に附随した資料の提出の希望がある場合は、その旨記載する。						

新卒第1号 (第1号提出)

家賃控除申告書

年 月 日

新卒第1号 期

住所

氏名 又は名称及び
代表者の氏名

家賃控除第3条第1項の規定により家賃控除の免許を受けたいので、家賃
控除行第1号1条各号に掲げる書類を添えて申請する。

(日本実業振興会 4)

備考

- 申請者の未成年である場合は、法定代理人の同意書を添付するものとする。
- 免許料は納付又は納付の義務がある場合には、その記載する。

様式第3号（第14条関係）

議 員 会 章 丁 証 明 書

年 月 日

都

都議会議員加藤久宏が定数議員
資格欄の氏名若しくは名
称及び氏名等の記載

加藤久宏は、定数法第3条第2項第1号の規定により開催された下記の議員
会の議員を修了したことを証する。

記

- 1 議員会開催の期日
- 2 議員会開催の場所
- 3 議員会の開催者

（日本経済新聞社A1）

様式第8号（第14条関係）

様式第8号（第14条関係）

登録変更申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

登録番号及び登録年月日

住所

氏名又は名称及び
代表者の氏名

家畜飼養施行令第2条第2号に掲げる事項に変更を生じたので、下記により登録の変更を申請する。

記

1 変更を生じた事項及びその内容

2 変更の年月日

(日本産業規格A4)

様式第9号（第14条関係）

様式第9号（第14条関係）

従業員調査書

年 月 日

都道府県知事 殿

住所

氏名又は名称及び
代表者の氏名

家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者は、下欄のとおり和漢
ありません。

従業員 事業所	住 所	氏 名	生 年 月 日

(日本産業規格A4)

様式第10号（第14条関係）

様式第10号（第14条関係）

家畜販売許証書換交付申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

登録番号及び登録年月日

住所

氏名又は名称及び
代表者の氏名

家畜販売許証の記載事項に変更を生じたので、下記により家畜販売許証の
書換交付を申請する。

記

変更の事項

(日本産業規格A4)

備考
免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。

様式第11号（第14条関係）

様式第11号（第14条関係）

家畜販売許証再交付申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

登録番号及び登録年月日

住所

氏名又は名称及び
代表者の氏名

家畜販売許証を破損（亡失）したので、下記によりその再交付を申請す
る。

記

1 破損（亡失）した家畜販売許証の種類

2 破損（亡失）した家畜販売許証が家畜の取引の業務に従事する者の携
帯用のものである場合には、当該家畜販売許証に係る家畜の取引の業務
に従事する者の住所及び氏名

(日本産業規格A4)

備考
1 記の1には、様式第3号又は様式第4号の例を記載するものとする。
2 免許証に旧姓又は通称の併記の希望がある場合には、その旨記載する。